

	鳥取県公報	令和 7 年 9 月 19 日（金） 号外第 9 1 号						
		毎週火・金曜日発行						
<table><tr><th colspan="2">目 次</th></tr><tr><td>◇ 人委規則</td><td>職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則（32）（給与課）・・・2 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則（33）（〃）・・・10</td></tr><tr><td>◇ 病院局管理規程</td><td>鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（4）（総務課）・・・11</td></tr></table>			目 次		◇ 人委規則	職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則（32）（給与課）・・・2 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則（33）（〃）・・・10	◇ 病院局管理規程	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（4）（総務課）・・・11
目 次								
◇ 人委規則	職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則（32）（給与課）・・・2 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則（33）（〃）・・・10							
◇ 病院局管理規程	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（4）（総務課）・・・11							

人 事 委 員 会 規 則

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月19日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第32号

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(<u>第1号部分休業</u>の時間から減じる特別休暇の時間) 第13条 略 (<u>第1号部分休業</u>の承認) 第13条の2 勤務時間条例第17条第1項第4号又は県費負担教職員勤務時間条例第15条第1項第4号に規定する介護時間及び勤務時間規則第16条の表第10号又は県費負担教職員勤務時間規則第15条の表第10号に規定する特別休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該介護時間及び当該特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 (部分休業に係る子が死亡した場合等の届出) 第15条 第5条の規定は、部分休業について準用する。<u>この場合において、同条第1項第3号中「養育しなくなった場合」とあるのは、「養育しなくなった場合又は第3項変更をする場合」と読み替えるものとする。</u>	(<u>部分休業</u>の時間から減じる特別休暇の時間) 第13条 略 (<u>部分休業</u>の承認) 第13条の2 勤務時間条例第17条第1項第4号又は県費負担教職員勤務時間条例第15条第1項第4号に規定する介護時間及び勤務時間規則第16条の表第10号又は県費負担教職員勤務時間規則第15条の表第10号に規定する特別休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該介護時間及び当該特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 (部分休業に係る子が死亡した場合等の届出) 第15条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第6章 略 <u>第7章 職員に対する意向確認等（第28条）</u>	目次 第1章～第6章 略

第8章 雑則（第29条―第31条）

附則

第17条の2 略

- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第17条の3 略

- 2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）第20条第1項に規定する第1号部分休業又は条例第17条第2項第3号アに掲げる範囲内で請求する同号に規定する子育て部分休暇（以下「第1種子育て部分休暇」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該第1号部分休業又は第1種子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

（無給休暇の請求）

第22条 略

2・3 略

- 4 子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ子育て部分休暇承認申請書により、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、第1種子育て部分休暇又は条例第17条第2項第3号イに掲げる範囲内で請求する同号に規定する子育て部分休暇（以下「第2種子育て部分休暇」という。）の別を明らかにし、任命権者に請求しなければならない。

- 5 前項の請求をした職員は、請求時に予測することができなかった事情が生じたことにより、当該請求の内容を変更しなければ請求に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める特別な事情がある場合に限り、当該請求の内容を変更することができる。

（第1種子育て部分休暇の承認）

第23条の2 第1種子育て部分休暇の承認は、30分

第7章 雑則（第28条―第30条）

附則

第17条の2 略

- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第17条の3 略

- 2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業又は条例第17条第1項第3号の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（無給休暇の請求）

第22条 略

2・3 略

- 4 子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ子育て部分休暇承認申請書により任命権者に請求しなければならない。

（子育て部分休暇の承認）

第23条の2

を単位として行うものとする。

2 第16条の表第10号に規定する特別休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1種子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(第2種子育て部分休暇の承認)

第23条の3 第2種子育て部分休暇の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2種子育て部分休暇を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2種子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(子育て部分休暇に係る子が死亡した場合等の届出)

第24条 子育て部分休暇をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(5) 第22条第5項の規定による変更を申し出る場合

(6) 略

2 略

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第27条 略

第7章 職員に対する意向確認等

(対象職員に対する措置を講ずべき期間)

第28条 条例第21条第2項の人事委員会規則で定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までとする。

第16条の表第10号に規定する特別休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(子育て部分休暇に係る子が死亡した場合等の届出)

第24条 子育て部分休暇をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(5) 略

2 略

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第27条 略

第8章 雑則	第7章 雑則
(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)	(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)
<u>第29条</u> 略	<u>第28条</u> 略
(報告)	(報告)
<u>第30条</u> 略	<u>第29条</u> 略
(その他の事項)	(その他の事項)
<u>第31条</u> 略	<u>第30条</u> 略
附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)
1 略	1 略
(経過措置)	(経過措置)
2・3 略	2・3 略
4 この規則の施行の際現に旧勤務時間規則第5条の規定に基づき人事委員会の承認を得ている勤務を要しない日、勤務時間の割振り、勤務を要しない日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更についての別段の定めについては、 <u>第29条</u> の規定に基づき人事委員会の承認を得た週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等についての別段の定めとみなす。	4 この規則の施行の際現に旧勤務時間規則第5条の規定に基づき人事委員会の承認を得ている勤務を要しない日、勤務時間の割振り、勤務を要しない日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更についての別段の定めについては、 <u>第28条</u> の規定に基づき人事委員会の承認を得た週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等についての別段の定めとみなす。
5～9 略	5～9 略
(令和2年度における特別休暇の特例)	(令和2年度における特別休暇の特例)
10 略	10 略

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章～第5章 略	第1章～第5章 略
第6章 <u>臨時的任用職員の休暇等</u> （第25条・第26条）	第6章 <u>臨時的任用職員の休暇</u> （第25条）
第7章 <u>職員に対する意向確認等</u> （第27条）	第7章 <u>会計年度任用職員の勤務時間等</u> （第26条）
第8章 雑則（ <u>第28条－第30条</u> ）	第8章 雑則（ <u>第27条－第29条</u> ）
附則	附則
(特別休暇)	(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(26) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第1項に規定する消防団員若しくは水防法（昭和24年法律第193号）第6条第1項に規定する水防団長若しくは水防団員としての活動に参加する場合又は災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事する場合、同法第8条第1項の規定により救助に関する業務に協力する場合若しくは水防法第24条の規定により水防に従事する場合	その都度必要と認める期間
略	

第16条の2 略

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第16条の3 略

2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）第20条第1項に規定する第1号部分休業又は条例第15条第2項第3号アに掲げる範囲内で請求する同号に規定する子育て部分休暇（以下「第1種子育て部分休暇」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該第1号部分休業又は第1種子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

（無給休暇の請求）

第21条 略

2・3 略

4 子育て部分休暇の承認を受けようとする職員

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(26) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第1項に規定する消防団員若しくは水防法（昭和24年法律第193号）第6条第1項に規定する水防団長若しくは水防団員としての活動に参加する場合又は災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事する場合、同法第8条の規定により救助に関する業務に協力する場合若しくは水防法第24条の規定により水防に従事する場合	その都度必要と認める期間
略	

第16条の2 略

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第16条の3 略

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業又は条例第15条第1項第3号の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（無給休暇の請求）

第21条 略

2・3 略

4 子育て部分休暇の承認を受けようとする職員

は、あらかじめ子育て部分休暇承認申請書により、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、第1種子育て部分休暇又は条例第15条第2項第3号イに掲げる範囲内で請求する同号に規定する子育て部分休暇（以下「第2種子育て部分休暇」という。）の別を明らかにし、市町村教育委員会に請求しなければならない。

- 5 前項の請求をした職員は、請求時に予測することができなかった事情が生じたことにより、当該請求の内容を変更しなければ請求に係る子の養育に著しい支障が生じると市町村教育委員会が認める特別な事情がある場合に限り、当該請求の内容を変更することができる。

（第1種子育て部分休暇の承認）

第22条の2 第1種子育て部分休暇の承認は、30分を単位として行うものとする。

- 2 第15条の表第10号に規定する特別休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1種子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（第2種子育て部分休暇の承認）

第22条の3 第2種子育て部分休暇の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2種子育て部分休暇を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2種子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（子育て部分休暇に係る子が死亡した場合等の届出）

第23条 子育て部分休暇をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を市町村教育委員会に届け出なければならない。

（1）～（4） 略

は、あらかじめ子育て部分休暇承認申請書により市町村教育委員会に請求しなければならない。

（子育て部分休暇の承認）

第22条の2

第15条の表第10号に規定する特別休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（子育て部分休暇に係る子が死亡した場合等の届出）

第23条 子育て部分休暇をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を市町村教育委員会に届け出なければならない。

（1）～（4） 略

(5) <u>第21条第5項の規定による変更を申し出る場合</u> (6) 略 2 略 第6章 <u>臨時的任用職員の休暇等</u> (会計年度任用職員の勤務時間等) 第26条 略 第7章 <u>職員に対する意向確認等</u> (対象職員に対する措置を講ずべき期間) 第27条 <u>条例第18条第2項の人事委員会規則で定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までとする。</u> (週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め) 第28条 略 (報告) 第29条 略 (その他の事項) 第30条 略	(5) 略 2 略 第6章 <u>臨時的任用職員の休暇</u> 第7章 <u>会計年度任用職員の勤務時間等</u> (会計年度任用職員の勤務時間等) 第26条 略 (週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め) 第27条 略 (報告) 第28条 略 (その他の事項) 第29条 略
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第3条中県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

(人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正)

- 2 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(委任) 第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。 (1)～(28) 略 (29) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）<u>第29条又</u>	(委任) 第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。 (1)～(28) 略 (29) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）<u>第28条又</u>

は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号。以下「県費負担教職員勤務時間規則」という。）<u>第28条</u>の規定による承認をすること。 (30)～(37) 略	は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号。以下「県費負担教職員勤務時間規則」という。）<u>第27条</u>の規定による承認をすること。 (30)～(37) 略
--	--

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月19日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第33号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
（義務免除） 第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">略</th></tr> <tr> <td>（5） 消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第1項に規定する消防団員若しくは水防法（昭和24年法律第193号）第6条第1項に規定する水防団長若しくは水防団員としての活動に参加する場合又は災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事する場合、同法第8条第1項の規定により救助に関する業務に協力する場合若しくは水防法第24条の規定により水防に従事する場合</td><td>その都度必要と認める期間</td></tr> <tr> <th colspan="2">略</th></tr> </table>	略		（5） 消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第1項に規定する消防団員若しくは水防法（昭和24年法律第193号）第6条第1項に規定する水防団長若しくは水防団員としての活動に参加する場合又は災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事する場合、同法第8条第1項の規定により救助に関する業務に協力する場合若しくは水防法第24条の規定により水防に従事する場合	その都度必要と認める期間	略		（義務免除） 第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">略</th></tr> <tr> <td>（5） 消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第1項に規定する消防団員若しくは水防法（昭和24年法律第193号）第6条第1項に規定する水防団長若しくは水防団員としての活動に参加する場合又は災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事する場合、同法第8条の規定により救助に関する業務に協力する場合若しくは水防法第24条の規定により水防に従事する場合</td><td>その都度必要と認める期間</td></tr> <tr> <th colspan="2">略</th></tr> </table>	略		（5） 消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第1項に規定する消防団員若しくは水防法（昭和24年法律第193号）第6条第1項に規定する水防団長若しくは水防団員としての活動に参加する場合又は災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事する場合、同法第8条の規定により救助に関する業務に協力する場合若しくは水防法第24条の規定により水防に従事する場合	その都度必要と認める期間	略	
略													
（5） 消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第1項に規定する消防団員若しくは水防法（昭和24年法律第193号）第6条第1項に規定する水防団長若しくは水防団員としての活動に参加する場合又は災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事する場合、同法第8条第1項の規定により救助に関する業務に協力する場合若しくは水防法第24条の規定により水防に従事する場合	その都度必要と認める期間												
略													
略													
（5） 消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第1項に規定する消防団員若しくは水防法（昭和24年法律第193号）第6条第1項に規定する水防団長若しくは水防団員としての活動に参加する場合又は災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事する場合、同法第8条の規定により救助に関する業務に協力する場合若しくは水防法第24条の規定により水防に従事する場合	その都度必要と認める期間												
略													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年9月19日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

鳥取県病院局管理規程第4号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（育児部分休業）</u> 第22条の2 条例第22条第2項第1号の企業管理規程で定める休業は、<u>職員（配偶者が育児休業をしている職員その他の管理者が定める職員を除く。）が、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業とする。</u> <u>（修学部分休業）</u> 第22条の3 条例第22条第2項第2号の企業管理規程で定める休業は、<u>職員が大学その他の教育施設における修学のために必要な期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる場合における休業とする。</u> <u>（高齢者部分休業）</u> 第22条の4 条例第22条第2項第3号の企業管理規程で定める休業は、<u>55歳以上の職員が、その定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが公務の運営に支障がないと認められる場合における休業とする。</u> <u>（子育て部分休暇）</u> 第22条の5 条例第22条第2項第4号の企業管理規程で定める休暇は、<u>職員（育児短時間勤務職員等及び第22条の2に規定する休業の承認を受けた職員を除く。）が、その中学校修了前の子及びこれに相当する子として管理者が定める子を養育するため、1日の勤務時間の一部又は1年の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合に</u>	<u>（部分休業）</u> 第22条の2 条例第22条第2項の企業管理規程で定める休業は、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業の例による休業とする。</u>

<u>おける休暇とする。</u> (介護休暇等) 第23条 条例第22条第2項第5号の企業管理規程で定める休暇は、職員が、次の各号に掲げる者（第8号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 (1)～(8) 略	(介護休暇) 第23条 条例第22条第2項の企業管理規程で定める休暇は、職員が、次の各号に掲げる者（第8号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 (1)～(8) 略
--	--

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和7年10月1日から施行する。
(鳥取県病院局企業職員就業規則の一部改正)
- 鳥取県病院局企業職員就業規則（平成7年鳥取県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与) 第7条 職員の給与の種類及び基準は、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の定めるところにより、給与の額及び支給方法は、鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号。<u>以下「給与規程」という。</u>）の定めるところによる。 (育児部分休業) 第10条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条の規定の適用を受ける者の例により、<u>給与規程</u>第22条の2に規定する休業の承認を受けることができる。 (修学部分休業及び高齢者部分休業) 第10条の2 職員は、地方公務員法第26条の2又は第26条の3の規定の適用を受ける者の例により、<u>給与規程</u>第22条の3又は第22条の4に規定する休業の承認を受けることができる。	(給与) 第7条 職員の給与の種類及び基準は、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の定めるところにより、給与の額及び支給方法は、鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の定めるところによる。 (育児部分休業) 第10条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条の規定の適用を受ける者の例により、<u>鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程</u>第22条の2に規定する休業の承認を受けることができる。 (修学部分休業及び高齢者部分休業) 第10条の2 職員は、地方公務員法第26条の2又は第26条の3の規定の適用を受ける者の例により、<u>修学部分休業又は高齢者部分休業</u>の承認を受けることができる。